

## 事業主とのコラボヘルスにおける健診結果等に関する個人情報の共同利用について

被保険者及び被扶養者（以下「加入員」という。）の健康保持・増進の向上に向け、厚生労働省からは健康保険組合に対し「データヘルス計画」の推進が提唱され、経済産業省からは企業に対して「健康経営」の推進が提唱されておりました。これらを更に推し進めた結果、健康保険組合及び事業主が連携してより効果的かつ効率的に健康課題に対応していくこと（コラボヘルス）が推奨されるようになりました。

事業主とのコラボヘルスの一環として、当健康保険組合が二次健康診断・特定保健指導・長期未受診者の受診勧奨を実施するにあたって、事業所での日程調整や就業時間中の参加へのご配慮等をいただくため、健診結果等に関する個人情報を共同利用する必要があります。

従って、当健康保険組合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条第 5 項第 3 号の規定により、加入員の健診結果等に関する個人情報を事業主に提供し共同して利用します。

### 1. 共同して利用する個人情報（個人データ）の項目

- ・当健康保険組合が実施する各種疾病予防事業に係る検査項目のうち、労働安全衛生規則第 44 条の項目
- ・加入員の氏名、続柄、健康保険記号・番号・枝番、健診種別、二次健康診断該当検査項目、特定保健指導支援コース、健診受診機関の名称・所在地、健診受診の有無、特定保健指導実施の有無

### 2. 共同して利用する者の範囲

- （1）自動車振興会健康保険組合  
健康管理部及び健康管理センター
- （2）加入員の事業所
  - ・事業主
  - ・健康保険委員（健康管理を担当する者）
  - ・産業保健専門職

### 3. 利用する者の利用目的

- （1）当健康保険組合  
加入員の健康管理と健診結果に基づく保健指導等を効果的に実施するため
- （2）事業主  
労働安全衛生法の遵守と職場における労働者の安全と健康の確保のため

4. 個人情報の管理についての責任者、名称及び住所

自動車振興会健康保険組合

東京都港区元麻布 3 - 4 - 3 2

管理責任者 常務理事

5. 問合せ先

自動車振興会健康保険組合

健康管理課

電話 03-3442-7491 F A X 03-3442-7366